

懲戒処分書

氏名 鬼原 学人

登録番号 5596

事務所 東京都中野区中野5丁目3番4号中野ステーションハイツ403

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無 有

処分の内容及び理由の要旨

主 文

令和3年11月1日から1週間の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士鬼原学人（以下「被処分者」という。）が、東京法務局平成26年7月3日受付第〇〇〇〇〇号による株式会社変更登記（以下「本件登記」という。）に関し、臨時株主総会議事録（以下「本件議事録」という。）の作成において、特別決議要件が充足されていないにもかかわらず特別決議が成立したとする内容虚偽の本件議事録を作成したとして、弁護士〇〇〇〇から懲戒の申出がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、東京司法書士会の調査報告書及び被処分者の供述から認められる。

- 1 被処分者は、平成21年11月2日、司法書士となる資格を取得し、平成22年11月18日付け登録番号東京第5596号をもって司法書士の登録を受け、同日、東京司法書士会に入会し、司法書士の業務に従事している者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 A株式会社（以下「本件会社」という。）は、普通株式300株を発行している非公開会社であり、本件会社の株主名簿上、〇〇家（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇）が合計200株を所有し、〇〇家（〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇）が合計100株を所有していた。
- 3 被処分者は、本件会社から平成26年6月12日に開催された本件会社の臨時株主総会（以下「本件総会」という。）に、議案の内容や決議の手續の説明に係る議事進行及び本件議事録作成の依頼を受け、本件総会に出席した。
- 4 被処分者は、本件総会における取締役会設置会社の定め及び監査役設置会社

の定めのある議案（以下「本件議案」という。）について、真実は、本件会社（本件総会当時の発行済株式及び議決権の総数は300個である。）の株式及び議決権を20個有していた〇〇〇〇が本件総会に出席せず、議決権を行使しなかったため、本件総会の出席株主の議決権の総数は280個であり、うち本件議案に賛成した出席株主の議決権の数は180個であったことから、3分の2以上の賛成がなく当該議案は否決されていたにもかかわらず、重大な過失により、

- (1) その頃、本件議案について〇〇〇〇が代理人によって賛成の議決権を行使したこととして、本件総会の出席株主らに対し、本件総会の出席株主の議決権の総数は300個であり、うち当該議案に賛成した議決権の数は200個であるため、本件議案は可決された旨の真実と異なる説明をし、その後、本件総会の本件議事録に出席株主の議決権の数を「300個」「出席した株主の議決権の3分の2以上の多数」などとそれぞれ手書きで修正記入して本件議案が承認可決された旨の事実と異なる本件議事録を作成し、
- (2) 平成26年7月3日、本件会社の代理人として、本件議事録を添付して本件会社について取締役会設置会社の定め及び監査役設置会社の定めのある廃止等内容を本件登記の申請をし、当該登記を完了させた。

5 なお、被処分者は、〇〇〇〇名義の株式20個は名義株で、株式の実質的所有者は〇〇〇〇であり、〇〇〇〇は議決権行使の委任状なく同株式の議決権を行使できることから、本件議案は可決されていた旨主張する。しかし、そもそも当該株式が名義株であるとの事情を認めるに足る資料はなく、株主名簿上の株主でない〇〇〇〇を本件総会との関係で株主と取り扱うことはできず、採用できない。

第3 処分の量定

- 1 上記第2の2ないし4によれば、被処分者は、関係法令に沿わない書類を作成したものであり、かかる行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないとされる司法書士の自覚を著しく欠くとともに、司法書士制度に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、司法書士法第2条（職責）、同第23条（会則の遵守義務）、東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）、同第103条（書類の作成）及び同第113条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。
- 2 そして、上記1の非違行為に関し、被処分者は本件議事進行、議事録の作成等に積極的に関与しており、事実と異なる本件議事録を作成し、本件登記を完了させたことについての被処分者の過失の程度が特に重いこと、平成27年2月24日の東京地方裁判所の判決により本件総会の決議が取り消され、本件登記について平成27年4月2日、取消の登記がされていること、本件登記申請により裁判に至る民事紛争を惹起するなど重大な実害が生じていることなどの

事情を総合的に考慮すると、被処分者を業務停止の懲戒処分とするのが相当である。

なお、被処分者は、本件議事録の記載の誤りは単純な計算ミスであり、過失の程度は軽い旨を主張するが、司法書士の立場で本件株主総会の議事進行及び議事録作成に積極的に関与していながら、〇〇〇〇による議決権行使の委任の有無を確認しなかったもので、過失の程度が極めて重いことは明らかであり、採用できない。

3 他方、被処分者は、〇〇〇〇が提起した本件総会に係る損害賠償事件の確定判決により200万円の賠償金を支払っており、さらに、被処分者には、平成22年の開業以来、懲戒処分歴はなく、これらの事情は、被処分者にとって酌むべき情状といえる。

4 よって、これらの事情を考慮し、司法書士法第47条第2項の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和3年10月19日

法務大臣